

○杉戸町建設工事低入札価格取扱要綱

平成30年3月29日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、杉戸町が発注する建設工事の総合評価方式による一般競争入札を執行するに当たり、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者となるべき者が低価格入札者に該当した場合において、それらの者が当該契約を履行できないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格 第1号に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。
- (4) 低価格入札者 調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を設けている場合は、失格基準価格以上の価格を以って入札した者をいう。ただし、総合評価方式による入札においては、低価格入札者のうち杉戸町総合評価方式ガイドラインによる失格判断に該当しない者をいう。
- (5) 社会保険等 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険をいう。
- (6) 上限値 第4条第1号のただし書及び同条第2号における100分の92をいう。
- (7) 下限値 第4条第1号のただし書における100分の75及び同条第2号に

おける100分の75をいう。

- (8) 一次下請予定業者 低入札価格調査の対象となった工事において、低入札価格調査対象者と建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約を締結する者又は下請契約を結ぶ予定の者で同法第2条第3項に規定する建設業者をいう。

（対象とする入札）

第3条 設計金額が1,000万円を超える建設工事のうち、総合評価方式による入札を対象とする。

（調査基準価格）

第4条 契約を締結しようとする場合は、契約ごとに契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を次の各号により定めるものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次のアからエまでの合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

- (2) 特別なものについては、前号の規定にかかわらず、予定価格に100分の75から100分の92までの範囲内で事業主管課長が定める値を乗じた額とする。

（失格基準価格）

第5条 調査基準価格を定めた建設工事の契約について、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準（以下「失格基準」という。）は次のとおりとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次のアからエまでの合計額（その額に1,000

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては、100分の75を乗じた額とする。

ア 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の80を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額

(2) 前条第1号のただし書の規定により調査基準価格を定めた場合は、別表により算出する。ただし、その額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の75を乗じた額とする。

(3) 前条第2号の規定により調査基準価格を算出式によらず定めた場合は、第1号及び前号の規定にかかわらず調査基準価格を下回る範囲で、事業主管課長が定める額とする。

(4) 第2号ただし書の規定による場合は、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、得られた額に100分の110を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

2 前項の規定は、特殊性の高い工事等、事業主管課長が失格基準価格を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第6条 事業主管課長は、競争入札の結果、予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格(以下「調査基準比較価格」という。)を下回る価格であったときは、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について低入札価格調査を行う。

2 事業主管課長は、前条第1項の規定により失格基準を定めた入札において、低価格入札者(再度入札を実施した場合の低価格入札者を除く。)について入札の際に提出した入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の額並びに入札金額が、それぞれの額について定める失格基準のいずれかを下回ったときは、この者がした入札を失格とする。

3 事業主管課長は、失格基準を定めた入札において再度入札を実施した場合の低価格入札者に対し再度入札に係る入札金額見積内訳書の提出を求め、入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の額並びに入札金額が、それぞれの額について定める失格基準のいずれかを下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

4 事業主管課長は、低価格入札者（前2項の規定により失格基準による低入札価格調査を行ったときは、これにより失格とならなかった低価格入札者）について、次に掲げる書類の提出を求め、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて事業主管課に調査させるものとする。

- (1) 低入札価格調査に係る書類の提出について（様式第1号）
- (2) 当該価格で入札した理由（様式第2号）
- (3) 直接工事費に係る内訳書（様式第3号）
- (4) 共通仮設費に係る内訳書（様式第4号）
- (5) 下請予定業者等一覧表（様式第5号）
- (6) 社会保険等への加入状況（様式第6号）又は社会保険等の適用除外に関する誓約書（受注者用）（様式第7号）及び社会保険等の適用除外に関する誓約書（一次下請業者用）（様式第8号）
- (7) 配置予定技術者名簿（様式第9号）
- (8) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第10号）
- (9) 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式第11号）
- (10) 契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式第12号）
- (11) 手持ち資材の状況（様式第13号）
- (12) 資材購入予定先一覧（様式第14号）
- (13) 手持ち機械の状況（様式第15号）
- (14) 機械リース元一覧（様式第16号）
- (15) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式第17号）
- (16) 誓約書（様式第18号）
- (17) その他必要な事項

5 前項に規定する書類による低入札価格調査は、低価格入札者のうち最低入札価格

の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）から行うこととし、当該最低価格入札者について当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該契約について他の低価格入札者の低入札価格調査を省略することができる。

6 事業主管課長は、第4項に規定する書類による低入札価格調査において、必要があるときは低価格入札者について意見聴取を行うことができる。

7 第3項に規定する入札金額見積内訳書及び第4項に掲げる書類について、土・日・祝日を含まない5日以内に提出を行わなかった低価格入札者がした入札は失格とする。

8 低価格入札者又は一次下請予定業者が法令により社会保険等に参加する必要があるにもかかわらず、一部又は全部の社会保険等に参加していないときは、低価格入札者がした入札は失格とする。

（調査結果による措置）

第7条 事業主管課長は、前条第4項の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定する。

（落札者の決定）

第8条 事業主管課長は、審査結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、その者がした入札を失格とし、落札者とししないものとする。

2 前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準比較価格以上の価格であるときは、事業主管課長は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

3 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準比較価格を下回る価格であったときには、当該次順位価格につき第6条から前項までの規定を準用する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第87号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年10月2日告示第199号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日告示第271号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後の案件から適用し、同日前の案件については、なお従前の例による。

附 則（令和4年10月27日告示第258号）

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用する。

附 則（令和6年11月18日告示第229号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に発行されている健康保険の被保険者証による本人確認については、当該被保険者証の有効期限が経過するまでの間（当該有効期限の末日が令和7年12月2日以後であるときは、同月1日までの間）、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第5条関係）

$\text{失格基準価格} = P \times Q / R \times 110 / 100$
P 税抜き予定価格に上限値又は下限値を乗じて得た額
Q 失格基準価格の算出式により求めた額
R 調査基準価格の算出式により求めた額

備考

P、Q、Rそれぞれの額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

様式第1号（第6条関係）

低入札価格調査に係る書類の提出について

年 月 日

私が下記の工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回りましたが、失格基準による低入札価格調査に該当しなかったため、書類及び意見聴取による低入札価格調査の書類を別添のとおり提出します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 開 札 日

杉戸町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者名

担当者

連絡先

様式第2号（第6条関係）

当該価格で入札した理由

工 事 名

履行場所

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。

2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する。（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）

様式第3号（第6条関係）

直接工事費に係る内訳書

工 事 名

履行場所

工事区分・工種・種別・細別 (種目・科目・中科目・細目)	規 格	単 位	数 量	単価 (円)	金 額 (円)	備 考

入札時に提出した入札金額見積内訳書の直接工事費（税抜）について、貸与した設計図書と同項目で内訳明細書（工事区分～細別）を作成。（設計図書と項目が一致すれば自社様式可。）

様式第4号（第6条関係）

共通仮設費に係る内訳書

工 事 名

履行場所

工事区分・工種・種別・細別 (種目・科目・中科目・細目)	規 格	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考

入札時に提出した入札金額見積内訳書の共通仮設費（税抜）について、より詳細な内訳明細書（工事区分～細別）を作成。（設計図書と項目が一致すれば自社様式可。）

様式第5号（第6条関係）

下請予定業者等一覧表

工 事 名

履行場所

工期	自 至	年 月 年 月	入札金額 (税抜)	円
----	--------	------------	--------------	---

	担当工事内容	業者名	工期	経費内訳				
				資材	機械	労務	その他	計
下 請 工 事			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					

	納入内容	業者名	納期	見積額
資 材			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	リース内容	業者名	リース期間	見積額
機 械 リ ー ス			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	労務内容	業者名	期間	見積額
労 務			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	内容	業者名	期間	見積額
交 通 誘 導 員			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

下請工事業者、資材納入業者、機械リース業者、交通誘導員派遣業者等について記入。

様式第6号（第6条関係）

社会保険等への加入状況

当社及び下記工事に予定している一次下請予定業者の社会保険等の加入状況は下記のとおりです。

なお、一次下請業者が決まっていない作業についても社会保険等に参加している業者に下請工事を発注することを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 履行場所
- 3 当社の社会保険等の加入状況

種別	加入状況	事業所整理記号等
健康保険		
厚生年金保険		
雇用保険		

4 一次下請予定業者の社会保険等の加入状況（様式第5号に記入した業者はすべて記入すること。）

住 所		
業 者 名		
代表者名		
種別	加入状況	事業所整理記号等
健康保険		
厚生年金保険		
雇用保険		

住 所		
業 者 名		
代表者名		
種別	加入状況	事業所整理記号等
健康保険		
厚生年金保険		
雇用保険		

※記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

※経営事項審査を受けている者は、直近の経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。

※社会保険等への加入が法令によって適用除外になっている者は、様式第7号及び様式第8号「社会保険等の適用除外に関する誓約書」を提出すること。

(裏面)

記入要領

「加入状況」欄の記載すべき事項

健康保険	・従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「加入」、行っていない場合は「未加入」、個人事業者でかつ従業員が4人以下のため健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」と記入する。 ・年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は「適用除外」と記入する。
厚生年金保険	・従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとなったことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「加入」、行っていない場合は「未加入」、個人事業者でかつ従業員が4人以下のため厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」と記入する。
雇用保険	・その雇用する労働者が雇用保険の被保険者になったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出を行っている場合は「加入」、行っていない場合は「未加入」、従業員が1人も雇用されていない場合（役員のみ）又は同居親族で構成されている場合など雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」と記入する。

「事業所整理記号等」の欄に記載すべき事項

健康保険	・事業所整理記号及び事業所番号 ・健康保険組合にあっては健康保険組合名 ・健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所は「本店（〇〇支店等）一括」
厚生年金保険	・事業所整理記号及び事業所番号 ・厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所は「本店（〇〇支店等）一括」
雇用保険	・労働保険番号 ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括認可に係る営業所は「本店（〇〇支店等）一括」

※1「加入状況」の欄が「加入」と記入されている場合は、開札日から1年7か月前の日以降を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果に係る通知（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の「雇用保険加入の有無」欄、「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄で「加入」を確認する。

※2「加入状況」の欄に「加入」と記入されているが、上記※1の各保険の欄に「無」がある場合及び経営事項審査を受けていない者で経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で確認できない場合は、下記の「各保険への加入を証明するために必要な資料」の提出により「加入」の確認を行う。

	各保険への加入を証明するために必要な資料
健康保険	・開札日の直近の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は証明書」の写し若しくはこれらに準じる資料
厚生年金保険	・これらに準じる資料とは、年金事務所からの健康保険及び厚生年金保険に係る「適用通知書」の写し又は「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しとする ・健康保険の被保険者の適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合は、資格情報のお知らせの写し又は資格確認書の写しとする
雇用保険	・開札日の直近の「労務保険概算・確定保険料申告書」の控えの写し及びこれにより申告した保険料の納付に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準じる資料 ・これらに準じる資料とは、公共職業安定所からの「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し又は「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写しとする

※3「加入状況」欄に「適用除外」と記入がある場合で経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に「適用除外」の記載があっても、必ず様式第7号及び様式第8号の誓約書を提出すること。

様式第7号（第6条関係）

社会保険等の適用除外に関する誓約書（受注者用）

当社は下記工事の公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部^注が下記のとおり法令で適用除外となっています。

記

1 工 事 名

2 公 告 日 年 月 日

3 社会保険等の適用除外状況

保険名	加入・適用除外	適用除外理由
健康保険		
厚生年金保険		
雇用保険		

杉戸町長

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

注：下線部分は加入状況に応じて記述を変更してください。

様式第8号（第6条関係）

社会保険等の適用除外に関する誓約書（一次下請業者用）

当社は下記工事の公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部^注が下記のとおり法令で適用除外となっています。

記

1 工 事 名

2 公 告 年 月 日

3 元請業者名

住 所

商号又は名称 代表者

4 社会保険等の適用除外状況

保険名	加入・適用除外	適用除外理由
健康保険		
厚生年金保険		
雇用保険		

杉戸町長

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

注：下線部分は加入状況に応じて記述を変更してください。

様式第9号（第6条関係）

配置予定技術者名簿

工 事 名

履行場所

区分	氏名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号

配置予定の監理技術者、主任技術者、現場代理人等を記入。

様式第10号（第6条関係）

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名

履行場所

工事名 (履行場所)	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名 (履行場所)	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名 (履行場所)	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

当該工事と同種又は同類の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の削減に寄与するものを記載する。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら削減できるか根拠を含めて記載する。

様式第11号（第6条関係）

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名

履行場所

工事名 (履行場所)	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名 (履行場所)	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名 (履行場所)	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

当該工事と同種又は同類の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載する。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら縮減できるか根拠を含めて記載する。

様式第12号（第6条関係）

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

工 事 名

履行場所

案内図
理由

調査対象者の事務所、倉庫等のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものについて記載する。当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、当該工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるか根拠を含めて記載する。

様式第13号（第6条関係）

手持ち資材の状況

工 事 名

履行場所

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での 使用予定量	単価 (原価)	調達先 (時期)

当該工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。

様式第14号（第6条関係）

資材購入予定先一覧

工 事 名
履行場所

工 種 種 別	品 名 規 格	単 位	数 量	単 価	購 入 名		
					業者名	所在地	入札者との関係 (取引年数)

購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

様式第15号（第6条関係）

手持ち機械の状況

工 事 名

履行場所

工事・種別	機械名称	規格・型 式・能力・ 年式	単位	数量	メーカー名	単 価 (原価)	専属的使用 予定日数

当該工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。

様式第16号（第6条関係）

機械リース元一覧

工 事 名

履行場所

工事 種別	機械名称	規格・型式・ 能力・年式	単 位	数 主	メーカー 名	単 価	リース元名		
							業者名	所在地	入札者との関係（取引年数）

入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について記載する。

様式第17号（第6条関係）

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

工事名

履行場所

[illegible]

様式第18号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

私が下記の工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となりましたが、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事はいけません。

以上のとおり誓約します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 申込みに係る金額（税込）

杉戸町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者名

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 6 号（第 6 条関係）

様式第 7 号（第 6 条関係）

様式第 8 号（第 6 条関係）

様式第 9 号（第 6 条関係）

様式第 1 0 号（第 6 条関係）

様式第 1 1 号（第 6 条関係）

様式第 1 2 号（第 6 条関係）

様式第 1 3 号（第 6 条関係）

様式第 1 4 号（第 6 条関係）

様式第 1 5 号（第 6 条関係）

様式第 1 6 号（第 6 条関係）

様式第 1 7 号（第 6 条関係）

様式第 1 8 号（第 6 条関係）